

【新型コロナウイルス対策】

英国本島からアイルランドへの入国者に対する自己隔離措置

(12月23日発出領事メール)

12月23日、アイルランド外務省及び保健サービス委員会(HSE)は、英国本島からアイルランドへの入国者には14日間の「自己隔離(self-isolation)」が求められる旨を発表しました。在留邦人の皆様におかれては、くれぐれもご注意ください。

なお、これまでは「自己隔離」よりも軽微な「行動制限(restricted movement)」が求められていましたが、英国でのウイルス変異体の確認に伴い、制限措置が強化された形です。

1 12月23日、アイルランド外務省及び公的医療提供母体である保健サービス委員会(Health Service Executive (HSE))は、英国本島からの入国者には、国籍を問わず、14日間の「自己隔離(self-isolation)」が求められる旨を発表しました。発表内容の概要については、以下2、3のとおりです。

2 アイルランド外務省の発表

(1) 以下のカテゴリーの者は、必要であれば、英国本島からアイルランドに戻ることが許される。

- ・英国からアイルランドへの渡航制限発表時(12月20日)に、アイルランドへの途上、英国本島で乗り継ぎをしていた者。

- ・アイルランドの長期居住者であって、医療の理由を含め、渡航制限発表時に英国本島に短期滞在中であった者。

(2) これらの者は、アイルランドに戻った時に14日間の自己隔離が求められる。

※詳細については、次のアイルランド外務省ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.dfa.ie/travel/travel-advice/coronavirus/general-covid-19-travel-advisory/>

3 アイルランド保健サービス委員会(HSE)発表

(1) 12月8日以降に英国本島(イングランド、スコットランド又はウェールズ)からアイルランドに到着した者には、以下が求められる。

- ・到着日から14日間の自己隔離を行うこと。自己隔離とは、屋内にとどまり、同居人を含め、他者との接触を完全に避けること。また、他者と同居の場合、可能であれば、開放できる窓のある自室に留まることである。

- ・検査を受けられるよう、旅客位置情報フォーム(passenger locator form)により提供された情報を用いて、HSEから該当者に連絡する。

- ・たとえ検査結果が陰性(検出されず)であっても、14日間の自己隔離を全うすること。

(2) これは通常より厳しい勧告である。これが行われるのは、英国において活発な COVID-19 変異体が広がっているためである。この変異体は、拡大しやすいため、大きなリスクである。

(3) 既に民間機関において検査を受けている場合も、その結果のいかんにかかわらず、14日間の自己隔離を全うすること。

(4) 14日間の自己隔離期間中は、医療機関で通常行っている不急の診察を受けてはならない。ただし、緊急の場合は直ちに医療支援を受けること。

(5) 14日間の自己隔離期間を終了するまで、ナーシング・ホームや居住型ケア施設を訪問してはならない。

※詳細については、次のHSEウェブサイトをご参照ください。

<https://www2.hse.ie/conditions/coronavirus/recently-arrived-into-ireland-from-britain.html>

4 政府は、12月23日時点の新型コロナウイルス感染所の累計症例数を82,155件、累積死亡者数を2,184名と発表しました。

5 新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当館のウェブサイト>

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

<保健サービス委員会（HSE）の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www>

<政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

6 新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

電話番号（代表）：01-202-8300

E-mail（領事班）：consular@ir.mofa.go.jp